発議第2号

台湾の世界保健機関(WHO)への加盟を支持し、 必要な支援を強く求める意見書案

台湾の世界保健機関(WHO)への加盟を支持し、必要な支援を強く求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣及び厚生労働大臣宛て提出するものとする。

令和2年2月28日提出

提出者 和歌山市議会議員

宇治田 清 治

中尾友紀

松井紀博

姫 田 高 宏

永 野 裕 久

浜 田 真 輔

山 野 麻衣子

台湾の世界保健機関(WHO)への加盟を支持し、 必要な支援を強く求める意見書案

世界保健機関(WHO)は、本年、日本時間1月31日未明、中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎について「国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態」を宣言した。

こうした状況の中、台湾でも感染者数が20人に上り、台湾衛生当局は本年2月16日、 感染した男性が死亡したと発表し、その被害の拡大を示している。

WHOの緊急事態宣言は、感染力や致死率などの分析をもとに病気が拡大して他国に公衆衛生の危険をもたらす上、緊急に国際的な対策が必要と判断した際に勧告と併せて出されるもので、国際社会に危機的状況を幅広く周知させる意味が大きく、各国政府や企業からの資金や物資など、それら支援が拡大する効果も期待できるとされている。

米国の代表はWHO執行理事会において、新型コロナウイルスによる肺炎の治療法やワクチン開発について話し合う会合への台湾参加を各国に呼びかけ、日本の代表もそれに賛同したことに続き、国際世論としてもカナダやEU加盟国も台湾のWHO参加を支持する立場を示している。さらに日本国内では、本年1月30日に開かれた参議院予算委員会において、安倍晋三総理大臣は、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大に関連し、台湾のWHO参加の必要性を強調したところである。

世界保健機関憲章前文には、「人種、宗教、政治信条や経済的、社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。」とあり、その人道的見地からも台湾のWHOへの加盟を速やかに推し進め、各国政府や企業からの支援を受けられるようにする必要がある。

よって、国においては、台湾の世界保健機関(WHO)への加盟を支持するとともに、その ための必要な支援を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。